

令和7年度石西礁湖サンゴ群集修復事業モニタリング等業務
特記仕様書

1 総則

本特記仕様書は、「令和7年度石西礁湖サンゴ群集修復事業モニタリング等業務」に適用し、業務の履行に当たっては「設計業務等共通仕様書（自然公園編）」及び「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書」に基づき実施するほか、特記及び追加事項は本特記仕様書によるものとする。

2 業務の目的

沖縄県八重山諸島の石垣島と西表島の間には、我が国最大規模のサンゴ礁が発達する海域である「石西礁湖」が形成されている。サンゴ群集とその他の多様な生物が構成する生態系は、様々な恵みをもたらす豊かな海洋環境の基盤のひとつであり、さらにサンゴ礁は、生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）の観点からも重要性が高いとされている。

多くの攪乱を受けて衰退してきている石西礁湖に対し、自然再生推進法に基づき組織されている石西礁湖自然再生協議会（以下、「協議会」という。）で承認された環境省事業実施計画において、幼生供給拠点の整備を軸にした石西礁湖サンゴ群集修復事業（以下、「修復事業」という。）を実施していくこととしており、令和2年度から令和6年度までの5年間で試験期間と定め、各種試験を行ってきた。令和7年度からは本格的にサンゴ群集修復工事として幼生供給拠点を整備（別業務）する計画としている。

本業務は、別業務も含めたサンゴ群集修復事業の中で設置されてきたサンゴ（幼生供給拠点）のモニタリング・維持管理等及び石西礁湖自然再生事業にかかる各種会議体の運営等を行うものである。

3 業務履行期間

契約締結日から令和8年3月19日（木）まで

4 業務対象地域

沖縄県那覇市周辺、石垣市及び八重山郡竹富町周辺海域（石西礁湖及び周辺海域）

5 業務内容

（1）業務実施計画書の作成

請負者は、契約締結後速やかに業務の作業内容、日程、安全対策、実施体制、作業フロー等を定めた業務実施計画書案を作成の上、環境省石垣自然保護官事務所担当官（以下、「調査職員」という。）へ提出し、了解を得て確定する。

業務実施計画書の内容を変更する必要がある場合、速やかに調査職員に報告し、了解が得られた内容を反映した業務実施計画書を作成の上、調査職員へ提出すること。

(2) 幼生供給拠点モニタリング

1) 令和3年度に配置したサンゴのモニタリング 作業員2名以上(船1隻、1日程度)

令和3年度に設置した着床具(7海域・計7地点)は、令和6年度に4地点(A-7、D-7、E-7、F-6)において、ひび建て式へ移行した。4歳令となる6月頃に各地点のひび建てサンゴ全数を対象に、下記項目について観察を行う。

なお、(2) 2)～4)と連続して実施することを想定する。

- ・着生維持率(1群体以上の着生がみられた着床具の割合)
- ・サイズ(長径、短径、高さ)

2) 令和4年度に配置したサンゴのモニタリング 作業員3名以上(船1隻、1日程度)

令和4年度に設置した着床具(5海域・計8地点、2回目の再配置後50架台程度)について、3歳令となる6月頃にG-6を除く7地点で、各架台の着床具全数を対象に観察を行う。また、水深5m以浅の地点を中心に4地点程度では、写真撮影のみの簡易な調査方法とする。観察項目は以下のとおりとする。

なお、(2) 1)及び3)、4)と連続して実施することを想定する。

- ・着生維持率(1群体以上の着生がみられた着床具の割合)
- ・着生数

3) 令和5年度に配置したサンゴのモニタリング 作業員4名以上(船1隻、1日程度)

令和5年度に設置した着床具(6海域・計6地点、1回目の再配置後60架台程度)について、2歳令となる6月頃に、F-6およびF-7を除く4地点で、各架台の着床具全数を対象に、下記項目について観察を行う。また、種苗数が最も多いと想定されるE-7では、写真撮影のみの簡易な調査方法とする。

なお、(3) 2)と同時に実施し、(2) 1)及び2)、4)と連続して実施することを想定する。

- ・着生維持率(1群体以上の着生がみられた着床具の割合)
- ・着生数

4) 令和6年度に配置したサンゴのモニタリング 作業員4名以上(船1隻、2日程度)

令和6年度に設置した着床具(6海域・計6地点、22架台)について、1歳令となる6月頃に各地点、各架台の着床具50%を対象に、下記項目について観察を行う。

なお、(2) 1)～3)と連続して実施することを想定する。

- ・着生維持率（1 群体以上の着生がみられた着床具の割合）
- ・着生数
- ・被覆生物、小型糸状藻類（着床具内）の状況

5) 令和 7 年度に設置したサンゴのモニタリング 作業員 4 名以上（船 1 隻、2 日程度）

令和 7 年度に設置した着床具（6 海域・計 6 地点、計 22 架台）について、6 ヶ月後となる 12 月頃に以下の項目をモニタリングする（2 日程度）。この時点では着床具に定着したサンゴは非常に小さいため、各地点、各架台の 10%の着床具を無作為に抽出し、ルーペも併用して下記項目について観察を行う。なお、（2） 3）と連続して実施することを想定する。

- ・着生維持率（1 群体以上の着生がみられた着床具の割合）
- ・着生数
- ・被覆生物、小型糸状藻類（着床具内）の状況
- ・損壊（流失）数

6) 評価

上記のモニタリング調査結果を基に生残率（着生維持率）、被覆生物等の状況を用いて、幼生供給拠点整備に資する各地点の適性評価を行う。評価手法として、水産庁における同様の構造の着床具による先行事例を参考とする。評価結果は、サンゴ群集修復事業検討会（以下、検討会）において検討し、石西礁湖自然再生協議会等（以下、協議会等）において報告する。

（3）過年度に配置したサンゴの維持管理（再配置、ひび建て移行）

1) 令和 4 年度に設置した着床具（5 海域・計 3 地点）ひび建て移行 作業員 4 名以上（船 1 隻、2 日程度）

令和 6 年度に 2 回目の再配置を行ったヤングミドリイシについて、8 地点のうち、サンゴの成長が良好な 3 地点程度を選定し、ひび建て式への移行を行う。1 地点あたり 30 群体程度（計 100 群体）とし、架台上の育成から「ひび建て式」への移行を行う。

ひび建て式の構造及び使用部材、配置間隔については令和 6 年度の検討会の議論を踏まえるとともに、調査職員と相談の上、決定すること。実施時期は 10 月頃を想定する。

2) 令和 5 年度に設置した着床具（6 海域・計 6 地点、当初 34 架台）再配置 作業員 2 名以上（船 1 隻、1 日程度）※（2） 3）と兼ねる

令和 6 年度に 1 回目の再配置を行ったヤングミドリイシについて、F-6 および F-7

を除く 3 地点（A-1・A-7、E-7 もしくは E-7-2）において、既存架台上の残りの着床具（種苗）の 40～50%を対象に、成育に好適な密度となるように、新設した架台上に再配置する。配置密度については過年度と同様に 25 個/架台の密度とし、6 月頃に予定している。（2） 3）と同時に実施することを想定する。

- 3) 令和 6 年度に設置した着床具（6 海域・計 6 地点、22 架台）再配置 作業員 4 名以上（船 1 隻、2 日程度）

（2） 4）の結果を踏まえて、1 歳半齢となる 12 月頃に 1 群体以上の着生がみられた着床具とそうでない着床具を選別し、成育に好適な密度となるように、新設した架台上に再配置する。再配置数は成長が良好な群体を中心に全体の半数程度とし、配置密度は過年度と同様に 25 個/架台の密度とする。

なお、（2） 5）6 ヶ月後モニタリングと連続して実施することを想定する。

4) 評価

上記の維持管理結果を基に、今後の幼生供給拠点整備において、生残性と効率性を両立するような最適な維持管理手法の検討・評価を行う。評価結果は、サンゴ群集修復事業検討会（以下、検討会）において検討し、石西礁湖自然再生協議会等（以下、協議会等）において報告する。

（4）異常高水温となった場合の攪乱要因対策

石西礁湖では 1998、2007、2016、2022、2024 年と異常高水温による大規模白化が発生した。以下の以上高水温対策を行う。

1) ネットによる遮光試験

遮光による白化抑制試験 作業員 2 名以上（船 1 隻、3 日（設置 1 日、白化観察 1 日・1 回、白化観察・撤去 1 日））※白化観察及び撤去は（4） 2）と同時実施

高水温の影響が高まることが懸念される令和 3 年度に生産され、令和 6 年度にひび建て式へ移行されたウスエダミドリイシ、令和 4 年度に生産されたヤングミドリイシを対象として、幼生供給拠点試験地点のうち A 及び E 海域の計 3 地点程度で、遮光による白化抑制効果を検証するための遮光試験を行う。各地点において、ひび建て式のウスエダミドリイシには大型の遮光ネット（5m×5m 程度）を、ヤングミドリイシには架台上に取り付けるタイプ（1m×1m）を各地点の半数程度の架台に設置する。また、遮光率と白化の程度との関係性を把握するため、3 地点程度で遮光ネット直下及び対照区（遮光ネットを設置しない架台上）に光量子を設置し、連続観測する（2 台/地点）。また、令和 7 年度の試験地点 6 地点において水温を連続観測する（1 台/地点）。

試験期間は 2 ヶ月間程度（6 月下旬～8 月下旬頃）とし、1 ヶ月に 1 回程度（8 月上旬頃に 1 回）白化状況のモニタリング及び光量子計の点検を行う。ただし、勢力の大きな台風接近などに伴い、高水温による顕著な白化の可能性が低下することも考慮し、試験

の終了時期については調査職員と相談の上、決定すること。

なお、実証試験に必要な連続記録式の高精度光量子計（JFE アドバンテック社製 DEFI2-L 同等品）及び水温計は、請負者で用意すること。連続記録式水温計は、検出精度 0.01℃以下の高精度の機種（JFE アドバンテック社製 DEFI2-T 同等品）とする。

2) 広域遮光ネット設置試験 作業員 4 名以上（船 1 隻、3 日（陸上準備 1 日、設置 1 日、点検 1 日・2 回、撤去 1 日））※点検 2 回は（4） 1）と同時実施

幼生供給拠点において種苗が成熟した後は、「ひび建て式」等により 1m 程度の間隔で配置していくことが想定される。過年度の試験で 1m 四方の育成架台ごとの遮光手法は、中規模の台風接近時の耐久性や、効率の良い作業性が確認されているものの、ひび建て式による広範囲（数十 m 四方）を想定した効率的な遮光手法は十分には検証できていない。特に、予め鉄筋棒やガイドロープ等を設置しておき、帯状ネットを効率的に設置する方法について、令和 6 年度の部材・設置方法を改良し、試験が必要である。そこで、幼生供給拠点整備試験地点のうち、外洋からのうねりが入りやすい F 海域または G 海域の 1 地点において、大型遮光ネット（帯状）の耐久性試験を行う。設置期間は 3 ヶ月間（6 月下旬～9 月下旬頃）とし、1 ヶ月に 1 回程度（8 月上旬頃、9 月上旬頃：計 2 回）点検を行う。

なお、6 月下旬頃の設置は（4）① 1）と連続して実施する。また、8 月上旬頃の点検は（4）① 1）モニタリング等と同時に、9 月上旬頃の点検は（4）① 1）回収と同時に実施することを想定する。

遮光ネット及び光量子計・水温計の設置台数（案）

番号	海域	地点名	水深 (C. D. L. m)	遮光ネット	光量子計	水温計	備考（遮光ネット）
1	A	A-1	-8.4m	－	－	1	
2		A-7	-7.0m	1	2	1	ひび建て用 1
3		A-7-2	-2.8m	4	－	－	架台用 4
4	B	B-4	-7.0m	－	－	1	
5	E	E-7	-10.5m	5	2	1	架台用 4, ひび建て用 1
6		E-7-2	-3.6m	5	－	1	架台用 5
7	F	F-6	-13.4m	1	2	－	ひび建て用 1
8	G	G-6	-8.1m	1	－	－	耐久性試験：ひび建て用 1
9		G-8	-2.8m	－	－	1	
合計台数				17	6	6	架台用 13, ひび建て用 4

ネットによる遮光試験工程

	6 月下旬 ～7 月上旬	8 月上旬頃	8 月下旬 ～9 月上旬	9 月下旬 ～10 月上旬
--	-----------------	--------	-----------------	------------------

1) 遮光による白化抑制試験	設置	白化観察	白化観察・撤去	
2) 広域遮光ネット設置試験	設置	点検	点検	撤去
	2日間 連続実施	1日間 同時実施	1日間 同時実施	1日間

3) 評価

①の結果をとりまとめ、検討会において手法を評価し、協議会等で報告する。

(5) 種苗放流実証のための基礎試験対策

令和5年度の検討会では、幼生供給拠点の機能を保持したうえで、より面的に拡大させる手法として「種苗放流」が検討されている。しかし、生残性や、高波浪による底質への埋没、移動・流失しやすさの知見は不足している。令和6年度に行った基礎試験結果及び課題を踏まえ、種苗放流の実現性を確認するための基礎的な試験を行う。

1) 放流 作業員2名以上（船1隻、1日程度）※放流直後モニタリングを含む

1 海域 2 地点において、30～50m 程度の測線上に船舶から年齢の異なる種苗を 1～2 ノット程度の船速で放流し、以下の項目について検証する。放流時期は 6 月とし、地点は E 海域を想定する。

<検証項目>

最適な底質環境の検討（例．砂混じりの礫底、半固結した礫底）

※砂地は埋没し生残性が低いため、礫主体の底質 2 パターンで測線を設定

<実施数量>

- ・ 0 歳齢を対象
- ・ 2 測線/地点（0 歳齢）
- ・ 2 地点（E-7、E-7_2）×2 測線：計 4 測線
- ・ 種苗数（各 30 個：計 120 個）

2) モニタリング 作業員4名以上（船1隻、1日程度）※6ヶ月後

放流直後（6 月）、6 ヶ月後（12 月頃）にモニタリングを行う。モニタリング項目は以下の通りとする。なお、放流時モニタリングは（5）①と同時に実施し、6 ヶ月モニタリングは（2）3）と連続して実施することを想定する。

<モニタリング項目>

- ・ 生残率（着生維持率）※6 ヶ月後のみ
- ・ 底質、埋没状況
- ・ 移動状況、流失状況

（６）サンゴ群集修復事業実施計画の策定及び環境省自然再生事業実施計画の変更

令和２年度から５年間で試験期間として実施してきたサンゴ群集修復事業の試験結果について整理するとともに、令和８年度以降のサンゴ群集修復事業実施計画を策定する。策定に当たっては令和６年度業務で作成した素案を元にし、（７）２）の検討会で諮った上で決定すること。また、令和元年度に策定した環境省自然再生事業実施計画について、上記の新しいサンゴ群集修復事業実施計画を踏まえた変更を行うため、環境省と協議の上で、（７）１）の協議会に諮るための変更案を作成する

（７）石西礁湖自然再生協議会等の開催支援

協議会及び部会等の運営支援、及び本事業を適切に実施するための検討会の開催等を、調査職員と十分な調整及び相談を行った上で実施すること。また、請負者は、以下１）～２）に示す内容を行うとともに、調査職員の指示に基づいてオンライン会議システムの手配等必要な措置を講じ、またそれに係る経費一切の支払いを行う。さらに１）に示す内容を行うに当たっては、必要に応じて調査職員の指示により、令和７年度石西礁湖サンゴ群集モニタリング調査業務の受注者と連絡、調整、確認、データの送受等を図ること。

１）協議会等の運営支援

①協議会の運営支援

実施計画に基づく環境省事業を含む、様々な主体による取組によって石西礁湖の自然再生を効率的かつ円滑に推進するため、下記のとおり協議会の運営支援を行う。

ア．会議の開催・運営支援

業務期間中に開催予定の協議会（沖縄県石垣市、１回；令和８年２月頃）について、その開催及び運営の支援を行う。協議会の開催に必要な日程調整、委員への開催案内、出席者の取りまとめ、資料の作成（作成に必要な情報の収集・整理を含む）及び印刷（３０頁、５０部程度を想定）、会場借上（５０～１００名規模、４時間程度）、会場設営、議事進行補助、議事概要及び議事録の作成、委員及び調査職員が指示する者への会議資料の送付等、会議運営に係る一切の作業を行うこと。なお、原則として日程の確定及び会場手配については協議会の２ヶ月前まで、議題の確定及び議事次第の作成については協議会の２週間前まで、発表資料の調査職員への共有については協議会の１週間前までに行うものとする。協議会の開催案内については協議会委員及びマスコミ等に、適宜メーリングリスト等で周知をはかること。また、協議会の開催意義を最大化させるために、協議会事務局である沖縄総合事務局担当者及び協議会員と、発表内容、発表時間等に関して事前調整を行い、適切な進行となるように努めること。加えて、議事概要や議事録につい

ては協議会開催から2週間以内に作成し調査職員及び委員の確認をとること。

イ. 広報資料の作成

協議会の活動を広報するため、協議会の会議開催後に会議の概要及び石西礁湖に関する話題や、協議会委員の取組等を紹介したニュースレター（電子データ）を1回作成する。作成に当たって、会議開催後速やかに着手し、文章及び写真・図表は請負者が案を作成し、構成段階及びレイアウト段階で調査職員の確認をとること。

②部会の開催支援

業務期間中に開催予定の協議会規約に位置付けられている3つの部会（沖縄県石垣市、各全2回程度；1回目は、令和7年9月頃、2回目は、令和8年1月頃（協議会前）を想定。いずれもオンラインでの開催を想定。）について、その開催及び運営の支援を行う。（9）①1）ア.と同様に、調査職員の指示に従い、会議運営に係る一切の作業を行うこと。また、部会長及び部会員との連絡調整をはかること。なお、原則として、日程の確定については部会の1ヶ月前まで、会議資料の調査職員への共有については1週間前までに行うものとする。

部会のうち学術調査部会において各種モニタリング調査結果等の科学的解析等を行うための作業チーム（全2回程度、オンラインでの開催を想定。）を開催することから、その開催及び運営の支援を行う。調査職員の指示に従い、会議運営にかかる一切の作業を行うこと。また、作業チームメンバーとの連絡調整をはかること。なお、原則として、日程の確定については作業チームの1ヶ月前まで、会議資料の調査職員への共有については1週間前までに行うものとする。

2）修復事業検討会の開催

修復事業の内容をより実効性のあるものにするため、検討会を2回程度開催する（1回当たり3時間程度、会場は沖縄県那覇市周辺を想定）。会場は無料施設を想定する。開催時期は、調査職員と協議の上決定する。

開催に当たっては、会議の日程調整、有識者の連絡調整、会場設営、資料作成・印刷、議事進行、業務報告、議事録及び議事概要の作成等、会議運営に関する一切を行うこと。

また、招へいする有識者は下記の6名とし、謝金及び必要に応じて旅費を支払うこと。1名当たり検討会出席謝金日額単価（14,200 円/日）を支払うことを想定する。旅費については、「国家公務員等の旅費に関する法律」、「国家公務員等の旅費に関する法律施行令」及び「国家公務員等の旅費支給規程」に準じて支給するものとする。

- ① 国立大学法人琉球大学 名誉教授 (所在地: 沖縄県中頭郡西原町)
- ② 国立大学法人琉球大学 理学部海洋自然科学科 准教授

(所在地：沖縄県中頭郡西原町)

③ 国立研究開発法人水産研究・教育機構水産技術研究所（八重山庁舎）主任研究員

(所在地：沖縄県石垣市)

④ 国立大学法人佐賀大学 海洋エネルギー研究所 特任教授

(所在地：沖縄県久米島町)

⑤ 石西礁湖自然再生協議会 会長

(所在地：沖縄県石垣市)

⑥ 国立研究開発法人水産研究・教育機構水産技術研究所（廿日市拠点）主任研究員

(所在地：広島県廿日市市)

(8) 業務打合せ

調査職員との打合せ回数は4回程度を想定し（初回、第1回検討会・協議会前、第2回検討会・協議会前、納入前を想定）、原則として管理技術者が出席して調査職員と十分な打合せを行うこと（1回2時間程度を想定、原則オンライン会議とする）。なお、打合せ内容は打合せ記録簿に取りまとめ、速やかに提出すること。なお、事業実施において、打合せの必要が生じた際には、オンライン等を活用して、適宜打合せを行うこと。

6. 成果物

報告書 5部（A4版 一部カラー 両面印刷 100ページ程度）

報告書の電子データを収納した電子媒体（DVD-R） 2セット

※報告書及びその電子データの仕様及び記載事項は、別添によること。

協議会等の資料は、別途、資料編として提出すること（簡易製本2部）。

<提出場所>

九州地方環境事務所沖縄奄美自然環境事務所石垣自然保護官事務所

7. 著作権等の扱い

- (1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下、「著作権等」という。）は、納品の完了をもって請負者から環境省に譲渡されたものとする。
- (2) 請負者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 成果物の中に請負者が権利を有する著作物等（以下、「既存著作物」という。）が含まれている場合、その著作権は請負者に留保されるが、可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。
- (4) 成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、請負者は可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。

- (5) 成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意するものとする。
- (6) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

8. 情報セキュリティの確保

請負者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について調査職員に書面で提出すること。
- (2) 請負者は、調査職員から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。

また、請負業務において請負者が作成する情報については、調査職員からの指示に応じて適切に取り扱うこと。

- (3) 請負者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて調査職員の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- (4) 請負者は、調査職員から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。

また、請負業務において請負者が作成した情報についても、調査職員からの指示に応じて適切に廃棄すること。

- (5) 請負者は、請負業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

＜環境省情報セキュリティポリシー＞

<https://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

9. その他

- (1) 請負者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、調査職員と速やかに協議しその指示に従うこと。
- (2) 会議運営を含む業務にあつては、契約締結時における国の等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下、「基本方針」という。）の「会議運営」の判断の基準を満たすこと。

＜基本方針＞

<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>

- (3) 本業務を行うに当たって、入札参加希望者は、必要に応じて「平成 30 年度石西礁湖自然再生事業環境省事業実施計画検討等業務」及び「平成 31 年度石西礁湖自然再生事業環境省事業実施計画検討等業務」、過年度の「石西礁湖サンゴ群集修復試験実施業務」に係る資料を、所定の手続きを経て環境省内で閲覧することを可能とする。

資料閲覧を希望する者は、以下の連絡先に予め連絡の上、訪問日時及び閲覧希望資料を調整すること。ただし、コピーや写真撮影等の行為は禁止する。また、閲覧を希望する資料であっても、「平成 30 年度石西礁湖自然再生事業環境省事業実施計画検討等業務」及び「平成 31 年度石西礁湖自然再生事業環境省事業実施計画検討等業務」、過年度の「石西礁湖サンゴ群集修復試験実施業務」における情報セキュリティ保護等の観点から、掲示できない場合がある。

<連絡先>

環境省九州地方環境事務所沖縄奄美自然環境事務所国立公園課

TEL: 098-836-6400

- (4) 請負者は、調査職員の求めに応じて、実際の歩掛かり実績を提出すること。

(別添)

1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、基本方針の「印刷」の判断の基準を満たすこと。ただし、判断の基準を満たす印刷用紙の調達が困難な場合には、調査職員と協議し、了解を得た場合に限り、代替品の納入を認める。

なお、「資材確認票」及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔Aランク〕のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は調査職員と協議の上、基本方針(<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html>)を参考に適切な表示を行うこと。

英語サマリーについては、以下により作成すること。

(1) 以下の対訳集等を参考に、ネイティブチェックを経ること。

① 環境用語和英対訳集 (EIC ネット <https://www.eic.or.jp/library/dic/>)

② 法令用語については、日本法令外国語訳データベースシステムの標準対訳辞書 (<https://www.japaneselawtranslation.go.jp/>)

(2) 海外で参照されることを念頭に入力は半角で行い、全角文字や全角スペースは使用しないこと。特に以下に注意すること。

- ・丸数字は使用不可。「℃」→「degrees C」又は「degrees centigrade」
- ・記号はすべて半角。例：「 “ ” 」→「 ” ”」、「 ` 」→「 ` 」、「 — 」→「 -」
- ・化学物質は英文名＋化学記号（半角の英数字）。二度目以降は化学記号のみでも可。例：carbon dioxide (CO₂)
- ・環境省の略称は「MOE」（大文字）

2. 電子データの仕様

電子データの仕様については下記によるものとする。ただし、仕様書において、下記とは異なる仕様によるものとしている場合や、調査職員との協議により、下記とは異なる仕様で納品することとなった場合は、この限りでない。

(1) Microsoft 社 Windows10 上で表示可能なものとする。

(2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。

- ・文章；Microsoft 社 Word（ファイル形式は「Office2010（バージョン 14）」以降で

作成したもの)

- ・ 計算表；表計算ソフト Microsoft 社 Excel（ファイル形式は「Office2010（バージョン 14）」以降で作成したもの）
- ・ プレゼンテーション資料；Microsoft 社 PowerPoint（ファイル形式は「Office2010（バージョン 14）」以降で作成したもの）
- ・ 画像；PNG 形式又は JPEG 形式
- ・ 音声・動画：MP3 形式、MPEG2 形式 又は MPEG4 形式

(3)(2)による成果物に加え、「PDF ファイル形式(PDF/A-1、PDF/A-2 又は PDF1.7)」による成果物を作成すること。

(4) 以上の成果物の格納媒体は DVD-R 又は CD-R（以下「DVD-R 等」という。仕様書において、DVD-R 等以外の媒体が指定されている場合や、調査職員との協議により、DVD-R 等以外の媒体に格納することとなった場合は、この限りでない。）とする。業務実施年度及び契約件名等を収納ケース及び DVD-R 等に必ずラベルにより付記すること。

(5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては調査職員の指示に従うこと。

3. その他

成果物納入後に請負者側の責めによる不備が発見された場合には、請負者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。